

中津川市人と猫の共生推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に則り、飼い主のいない猫のみだりな繁殖の抑制並びに保護及び譲渡を支援することにより、飼い主のいない猫の増加の防止を図り、もって市民の快適な生活環境の保持及び動物を愛護する気風を招来するため、予算の範囲内において中津川市人と猫の共生推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 第6条の規定による申請を行う時点において、中津川市内に住所を有する者をいう。
- (2) 第一種動物取扱業 法第10条に定める第一種動物取扱業をいう。
- (3) 第二種動物取扱業 法第24条の2の2に定める第二種動物取扱業をいう。
- (4) 不妊手術 市内に生息する雌猫の卵巣又は子宮の摘出等及び耳カット（屋内で飼われている猫及び屋外で常時マイクロチップ又は首輪を装着の上飼われている猫にあつては、耳カットの実施は任意とする。以下同じ。）を獣医師が行うことをいう。
- (5) 去勢手術 市内に生息する雄猫の精巣の摘出等及び耳カットを獣医師が行うことをいう。
- (6) 譲渡 飼い主のいない猫を、面談等の手続を経て適正に飼育できることが確認できた者に対して引き渡すことをいう。
- (7) TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術又は去勢手術を行い、生息していた場所に放す活動をいう。
- (8) 地域猫活動 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術又は去勢手術を行い、地元住民の同意を得て、給餌や糞尿の処理を適切に管理し、屋外で当該猫を飼育する活動をいう。
- (9) 補助対象活動 飼い主がいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題として、これらの被害を減らすことを目的として行うTNR活動、地域猫活動、保護及び譲渡並びにそれらに類する活動をいう。
- (10) 保護 飼い主のいない猫を、補助対象活動が完了するまでの間、適正に飼育することをいう。
- (11) 譲渡会等 飼い主のいない猫を、飼い主になろうとする者と対面させる会、又は知人等を通じて若しくはインターネット等の募集手段を用いて飼い主になろうとする者を募集する場をいう。

(12) 飼養施設 法第10条第2項第6号に定める飼養施設をいう。

(13) 暴力団員等 中津川市暴力団排除条例(平成24年中津川市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める団体とする。

(1) 第1号対象者 次のいずれにも該当する団体とする。

ア 2名以上の会員により組織され、その半数以上が市民であること。

イ 補助対象活動を実施するに当たり、営利を目的としていないこと。

ウ 会員の全てが暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 第2号対象者 次のいずれにも該当する団体とする。

ア 5名以上の会員により組織され、その半数以上が市民であること

イ 補助対象活動を実施するに当たり、営利を目的としていないこと

ウ 市内に飼養施設を有し、現に当該施設において猫を保護していること又は補助金の申請年度内に速やかに飼養施設を設置する見込みであること。

エ 第一種動物取扱業の登録又は第二種動物取扱業の届出を行っていること。

オ 補助金の申請を行った日から起算して一年以内に10匹以上の猫の譲渡(見込みを含む。)を行っていること。

カ 会員の全てが暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象活動を実施するために補助金を申請しようとする年度を通して必要とする経費であって、別表1に掲げるものをいう。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 飼い猫(保護を行った後、当該団体の会員個人が飼い主になることとなった猫を含む。以下同じ。)に係る不妊去勢費、飼料費及びトイレ施設整備費

(2) 前各号に掲げるもののほか、補助の対象とすることが不相当と市長が認める経費

2 第2号対象者には、前項に定める経費に別表2に掲げる経費を加えた額を補助対象経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

(1) 飼い猫に係る検査費及び治療費

(2) 飼養施設以外の目的にも使用される施設の飼養施設運営整備費

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助の対象とすることが不適当と市長が認める経費

3 補助対象者が譲渡に際して当該猫を譲り受けた者から金銭を収受した場合又は当該補助対象活動の実施に際して国、県その他公共機関等からの補助がある場合は、当該額を補助対象経費から差し引くものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額に相当する額以内の額とする。ただし、第1号対象者に対しては30万円、第2号対象者に対しては150万円を上限とし、算出した額に1,000円以下の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、中津川市人と猫の共生推進事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 事業収支予算書の内訳が分かる見積書等
- (4) 中津川市人と猫の共生推進活動 自治会等同意書(地域猫活動を行う場合に限る。)(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当又は不適当であると認めた場合は、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金を交付する場合にあっては補助指令書により、補助金を交付しない場合にあっては中津川市人と猫の共生推進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において必要と認めた場合は、別に条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請書の内容を変更しようとするときは、中津川市人と猫の共生推進事業補助金変更申請書(様式第6号)に変更内容を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了する日の30日前までに当該

補助事業を完了し、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動報告書（様式第7号）
- (2) 事業収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の書類の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、中津川市人と猫の共生推進事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、中津川市人と猫の共生推進事業補助金請求書（様式第10号）（以下「請求書」という。）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、請求書を受け取った場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第13条 市長は、第2号対象者からの申請に限り、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、第7条の補助金の交付の決定額以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による概算払を受けようとする補助対象者は、中津川市人と猫の共生推進事業補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
- 3 前項の規定による概算払を受けた補助対象者は、事業の完了後に、請求書により精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返金を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) この要綱及び中津川市補助金交付規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助決定者は、当該補助事業に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を当該収入支出についての証拠書類とともに整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金の交付を完了した年度の翌年度から5年が経過するまでの間、当該補助金の補助決定者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(令和5年度に係る補助対象経費)

2 令和5年度に交付する補助金に限り、第7条に定める補助金の交付決定前になされた補助対象者が補助対象活動を実施するために必要な経費（令和5年4月1日以降になされたものに限る。）を補助対象経費とすることができるものとする。

別表1

補助対象経費	対象経費の内容
(1) 捕獲・保護費	捕獲器、ケージ等捕獲用具購入費用 等
(2) 不妊去勢手術費	不妊手術及び去勢手術費用、耳カット費用
(3) 飼料費	えさ及び給餌用具購入費用 等
(4) トイレ施設整備費	トイレ資材及び清掃用具購入費用 等
(5) その他活動費	その他市長が必要と認める経費

別表2

補助対象経費	対象経費の内容
(1) 検査・治療費	猫エイズや白血病の検査・治療費用、ワクチン費用 等
(2) 啓発費	啓発品作成用具購入費用、パネル・チラシ等作成費用 等

(3) 飼養施設運営整備費	猫が滞在する空間の修繕、空調設備、建物の改築 等
(4) 譲渡活動費	譲渡会の会場費用、飼養施設への集客のための設備投資（パーティーション、電化製品）等

様式第1号（第6条関係）＜様式別添＞

様式第2号（第6条関係）＜様式別添＞

様式第3号（第6条関係）＜様式別添＞

様式第4号（第6条関係）＜様式別添＞

様式第5号（第7条関係）＜様式別添＞

様式第6号（第8条関係）＜様式別添＞

様式第7号（第9条関係）＜様式別添＞

様式第8号（第9条関係）＜様式別添＞

様式第9号（第10条関係）＜様式別添＞

様式第10号（第11条・第13条関係）＜様式別添＞

様式第11号（第13条関係）＜様式別添＞